

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 5 月 31 日は 29 万 5,000 円、19 年 5 月 31 日は 12 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 5 月 31 日
② 平成 19 年 5 月 31 日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②については、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていない。

私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る賞与については、申立人は賞与明細書等の資料を保管しておらず、事業主も当時の資料は無く不明と回答しているものの、B 税務署から提出された平成 16 年分確定申告書、同源泉徴収票、平成 19 年分確定申告書、同源泉徴収票、C 市から提出された平成 20 年度市・県民税所得照会回答書、同給与支払報告書及び同僚の供述により、申立期間①の賞与は平成 16 年 5 月 31 日に、申立期間②の賞与は 19 年 5 月 31 日に支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間①は 29 万 5,000 円、申立期間②は 12 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社の被保険者全員に賞与の記録

が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 5 月 31 日は 32 万 4,000 円、19 年 5 月 31 日は 19 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 5 月 31 日
② 平成 19 年 5 月 31 日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②については、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていない。

私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る賞与については、申立人は賞与明細書等の資料を保管しておらず、事業主も当時の資料は無く不明と回答しているものの、B 税務署から提出された平成 16 年分確定申告書、同源泉徴収票、平成 19 年分確定申告書、同源泉徴収票、C 市から提出された平成 20 年度市・県民税所得照会回答書、同給与支払報告書及び同僚の供述により、申立期間①の賞与は平成 16 年 5 月 31 日に、申立期間②の賞与は 19 年 5 月 31 日に支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間①は 32 万 4,000 円、申立期間②は 19 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社の被保険者全員に賞与の記録

が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から51年3月まで

私の国民年金については、20歳になったときに私が勤務していたA市のB店店主が加入手続きを行い、給与から国民年金保険料を天引きし、納付してくれていたと思う。

B店退職時に、国民年金の手帳と退職金をもらい、C市に転居後、同市役所で国民年金の手続をしたとき、その手帳を提出してオレンジ色の手帳を交付された。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立期間当時、勤務していたB店の店主が行っていたとしているが、当該店主の親族は、「申立期間当時の店主は既に他界し、当時の資料も無い。」と供述しており、加入手続き及び保険料の納付の具体的状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金欄に「初めて被保険者となった日昭和40年*月*日」と記載があるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から婚姻後の昭和52年3月にC市において夫婦連番で払い出されており、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったことから、申立期間の国民年金保険料を納付することができない上、当該払出時点において、申立期間のうち、大半が時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人

に対して、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。